

② 食育の推進

■目的

近年、食生活を取り巻く社会環境の変化から、朝食欠食などによる食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身、生活習慣病の増加が社会問題となっているが、それらを予防するためには、子どものときから、正しい食習慣を身につけることが必要である。

本市では「第2次水俣市食育推進計画（計画期間：平成20～24年度）」（以下、食育推進計画）に基づき、教育機関、関係団体、行政機関、民間等が一体となって地域の実状に合った食育を推進する。

指標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
朝食を毎日食べる子どもの割合	93%	95%
学校給食への地場産食材使用品数	25品目	30品目以上

■現状と課題

関係機関との情報の共有、連携強化を図りながら、食育推進計画を実施しているが、平成21年1月から供用開始した「給食センター」を子ども・保護者、調理者、生産者を結ぶ拠点施設として活用し、地域全体で食育活動を支えていく必要がある。

■対象

子ども・保護者、給食センター、食材の生産者、地域住民

■実施主体

市民：食育の意義と重要性を理解し、健全な食習慣を身につける。

事業者（学校等を含む）：保育園、幼稚園、学校、関係団体等における食育の推進

行政：水俣市食育計画推進部会の開催、関係機関との連携・協力、食育の普及啓発、給食センターの活用

■事業の目標設定

食育推進計画に沿って食育を進めていくが、毎日朝食を食べる子どもの割合を95%、学校給食への地場産食材の使用を30品目以上とすることを目標とする。

■主な事業

- ・食育推進事業



親子クッキング



食育劇

③ 母子保健の推進

■目的

親は自覚をもち楽しく子どもを育て、子どもが健やかで、心豊かに育つよう、「水俣市次世代育成支援行動計画（計画期間：平成17～26年度）」に基づいて、その支援体制の充実を図る。

指標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
乳幼児健康診査事業受診率	97.6%	98.6%
育児を楽しんでできている人の割合	80%	90%
「思春期赤ちゃんふれあい体験学習」実施個所	市内4中学校	市内全中学校
若年出産の割合	1.86%	減少

■現状と課題

少子化や家族形態の変容、女性の社会進出、個人の意識の変化等により、子どもを取り巻く環境が大きく変わりつつあり、親の育児ストレスや育児不安が増大している。

乳幼児健診の保護者アンケート（平成18年度実施）によると、「ゆったりとした気分で子どもと過ごす時間があるか」、「子どもに対して抱っこや言葉かけをじゅうぶんしているか」、「育児を楽しんでいるか」という質問に対して、「いいえ」、「どちらともいえない」と回答した人は約20%だった。

今後さらに、家庭・学校・地域・関係機関が連携しながら、子どもの健やかな育ちを支援していく必要がある。

また、少子化で赤ちゃんとふれあう機会の少ない思春期の子ども達が、「命」の尊さについて考え、将来親となり、子どもを生み育てるこのすばらしさや大切さを意識する機会をつくるため、地域と学校が連携し「思春期赤ちゃんふれあい体験学習」の推進を図る。

■対象

乳幼児を育てている保護者、思春期の子ども（中学生）

■実施主体

市民：子ども達の健やかな成長の必要性について理解を深め、地域で見守り、支えていく。

行政：乳幼児健診や育児相談・訪問指導の実施による疾病の早期発見・早期治療・療育。思春期赤ちゃんふれあい体験学習、母親学級等の健康教育の実施による健全な母性・父性のかん養。子どもの成長・発達に関する情報提供、関係機関・団体との連携。

■事業の目標設定

乳幼児健康診査事業による定期健診（4ヶ月・6ヶ月・1歳6ヶ月・3歳6ヶ月児健康診査）の平均受診率を97.6%から98.6%に引き上げ、継続した発育・発達等の確認や育児相談を行い、障がい等の早期発見、育児不安の軽減を図る。

行政、民間団体等が実施する事業や子育て支援制度により、子育て中の保護者が育児に対する不安・悩みを乗り越え、育児に主体的に取り組み、それを楽しいと感じる割合を10%高めることを目標とする。

また、中学生を対象とする授業（思春期赤ちゃんふれあい体験学習）を全校で実施し、健全な母性・父性の醸成を図るとともに、望まない妊娠を減少させる指標として、若年出産の減少をあげる。

■主な事業

- ・母子保健事業
- ・赤ちゃんふれあい体験学習事業



施策4 地域福祉の推進

地域で支えあう福祉コミュニティの構築を図り、地域内で高齢者、障がいをもつ人（水俣病被害者を含む）も共に暮らしていける地域づくりを進める。

子どもセンターを中心とする相談窓口の活用、子どもたちの様々な状態に応じた保育体制の整備など、子育て環境の充実を図っていく。

① 元気に老い、安心して暮らせる地域づくり

■目的

高齢者が住み慣れた地域において、健康でいきいきとした暮らしを実現していくために、家族をはじめとし、高齢者を取り巻く地域の理解促進を図り、高齢者自身の尊厳を守り、自立した生活を支える仕組みをつくる。

指標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
まちかど健康塾（介護予防事業）参加者数	646人	746人
認知症サポーター数	277人	3,000人

■現状と課題

本市の人口は年々減少しているが、高齢者の占める割合は増加し続けており、高齢者の在宅生活を公的サービスだけで支えていくことは困難である。高齢者ができる限り地域で自立した生活を送るには、地域の理解と福祉力を高め、皆で支えていくことが求められる。

また、高齢者の自主的・継続的な介護予防の実践を可能とする環境整備も必要である。

■対象

高齢者、地域住民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：高齢者自らが健康意識を高め、介護予防に積極的に取り組む。地域住民は、高齢者自身の状況について理解を深め、地域内での生活を支える。

行政：市民の啓発、介護保険事業・高齢者支援事業等の運営、各種団体に対するボランティア活動への参加呼びかけ、活動支援、コーディネート

■事業の目標設定

地域の集会所で実施する介護予防教室「まちかど健康塾」について、地域拠点を拡充し、より多くの高齢者が参加できるようにし、参加者数を100人増加させ、746人を目標値とする。

また、高齢者の家族や周囲の人が認知症について正しい知識を習得し、認知症になった人を支えるサポーター制度を構築し、市民の10人に1人以上がサポーターとなるような取組みを推進する。

■主な事業

- ・認知症地域支援体制の構築
- ・介護予防一般高齢者の健康推進（まちかど健康塾）
- ・地域密着型施設等の整備
- ・水俣病患者等の福祉面での支援



②障がい者の自立支援

■目的

障がい者が住み慣れた地域において、安心して自立した生活が送れるよう障がい者福祉サービスをはじめとする様々なサービスを提供する。

指標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
障がい者福祉の満足度（市民意識調査）	6.1%	8.0%
地域活動参加者の福祉活動参加割合（市民意識調査）	33.5%	35.5%

■現状と課題

平成18年度から障がい者自立支援法が施行され、身体、知的、精神の障がい種別を問わず、障がい者の自立した生活を支援していく仕組みが確立された。障がい者は、様々な福祉サービスを利用しながら生活を送っているが、今後も引き続き、個々の障がい特性やニーズに応じ、地域で安心して暮らしていけるよう、支援していく必要がある。

課題としては、自宅に引きこもっている障がい者への対応、障がい児デイサービスの検討、今後増加すると思われる成年後見制度への対応等があげられる。

■対象

障がい者、障がい者団体

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：障がい者に対する理解、障がい者を支える地域づくり

行政：市民の啓発、サービスを必要とする人への制度の周知、福祉サービスの提供等

■事業の目標設定

障がい者福祉サービスに関する制度やサービスの周知、相談支援事業所や各施設・事業所との連携により、障がい者の自立支援を推進し、障がい者福祉に対する満足度を約2%高めることを目標とする。

また、地域で、障がい者を支える福祉コミュニティの構築を進め、市民の福祉活動への参加割合の2%の上昇を目指す。

■主な事業

- ・自立支援給付、自立支援医療事業
- ・地域生活支援事業
- ・重度心身障がい者医療費助成事業



③子育て支援の拠点整備と相談体制・連携の強化

■目的

地域において育児に関する相談や子育て中の親子の交流等を促進する「子育て支援拠点」の充実を図り、そこを中心にして、子育て世帯の不安感や孤立感、あるいは健康についての心配を早い段階で緩和する。

また、家庭環境の複雑・多様化、子どもが巻き込まれる事故や事件の発生等による不安を解消するために、子どもの安全な居場所づくりを地域が一体となって推進する。

指標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
つどいの広場事業利用登録者数	251人	251人
児童館事業利用登録者数	181人	181人
ファミリーサポートセンター設置数	0(未実施)	1箇所
病児・病後児保育の実施個所数	0(未実施)	1箇所

■現状と課題

本市の子育て支援拠点である「こどもセンター」において、子育て相談、児童ふれあい交流事業(つどいの広場びよびよ)、地域療育推進事業(にこにこ仲間)、児童館事業等を実施している。その他、家庭相談員による家庭相談、保健師による母子健康相談や母子健康教育事業、要保護児童対策協議会やこどもネットワークを設置し、幅広い対策を講じている。

また、幼稚園への就園、通常保育のほか、一時預かり事業、休日保育事業、延長保育事業、障がい児保育対策事業、子育て短期支援事業、放課後児童クラブ育成事業、放課後児童健全育成事業を実施しているが、これらで対応できない部分を補うため、「ファミリーサポート事業」や「病児・病後児保育事業」の実施を検討する必要がある。

■対象

子育て世帯

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：各家庭における子育て、地域住民による地域の子どもの見守り。

事業者：子育て支援制度の仕組みづくりへの参加、拠点の設置

行政：子育て支援拠点の充実と情報提供、「ファミリーサポート事業」、「病児・病後児保育」等の新たなサービスの創設

■事業の目標設定

就学前の子どもとその親が集う場である「つどいの広場事業」、学童クラブ等の「児童館事業」について、それぞれ251人、181人の利用登録者がいるが、今後の人口減を考慮し、現状と同数の目標値を設定する。

通常の幼稚園への就園や保育で対応できない子どもの一時預かり等のニーズに、きめ細やかに対応する「ファミリーサポート事業」を実施するセンターの設置を目指す。

次世代育成支援アンケート（平成20年）で要望の多かった「病児・病後児保育」サービスについては、関係機関との協力・連携、人材確保等を図り、制度の創設、事業開始を目指す。

■主な事業

- ・こどもセンターを拠点とする子育て支援事業（つどいの広場、児童館、地域療育等）
- ・ファミリーサポート事業
- ・病児・病後児保育事業



④要保護世帯の生活保障と自立助長

■目的

法定受託事務である生活保護法の適正実施による「国民の最低限度の生活保障及び自立助長」を図る。

指標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
就労支援プログラム*活用による自立割合	30% (6／20世帯)	40%

■現状と課題

平成20年度の本市の生活保護受給世帯数は371世帯（541人）で、保護率は県内で最も高く、18.39%となっており、今後も増加傾向は続くと推測される。

生活保護受給の要因は高齢化（高齢者のみの世帯の増加）や傷病による収入減が多いが、近年はリストラ等、失業による収入減を理由とする世帯、母子家庭の受給者が増加している。この背景には、管内の有効求人倍率が県内で最も低く、就労状況が極めて厳しいという状況がある。このような現状への対策として、担当職員のスキルアップと関係機関との連携による効果的な援助、就労支援等の自立支援プログラムの活用があげられる。

また、収入調査事業等の徹底による不正受給の発見と防止、受給者の扶養義務者に対する制度の趣旨や扶養義務に関する説明を徹底するとともに、経済的扶養が困難な場合においては精神的扶養につなげていくことが重要となる。

■対象

市民及び本市において経済的に生活困窮している人

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：制度を理解し、生活保護受給者等への偏見をなくす。対象者は自身の能力活用を図り、安定した生活に努める。民生委員等の関係者は、相互の業務理解と情報共有に努め、防貧を進める。

行政：生活保護法の制度・趣旨の周知徹底、対象者の自立支援

■事業の目標設定

就労支援プログラムを活用した受給世帯のうち、就労に結びついた世帯を自立とみなし、その割合を現在の数値から10ポイント高め、40%を目標値として設定する。

■主な事業

- セーフティネット支援対策等事業

* 厚生労働省によるハローワーク連携型の就労支援プログラム（「生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム」）に基づくもので、平成18年度から実施している。

施策 5 地域交通網の確保と道路整備

誰もが気軽に利用できるみなくるバス、乗合タクシーなど、域内の公共交通機関を整備し、地域交通網の確保に努める。その上で、環境にやさしい公共交通機関の積極的利用を促進し、自家用車に依存しないまちづくりを推進する。

加えて、市街地へのアクセス向上と市民の生活道路としての市道を適切に維持管理する。

①コミュニティバス等の市内公共交通の利便性向上

■目的

高齢者の通院、児童・生徒の通学等、地域の生活に欠かすことのできないコミュニティバス*等の公共交通を維持するとともに、利用者の利便性の向上を図る。

指標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
コミュニティバス年間利用者数	131,776人	113,160人
公共交通への市補助総額	41,075千円	45,350千円

■現状と課題

人口減少等に伴う利用者の減少、燃料費の高騰などによる運行経費の増加で、バス事業者への補助額は年々増加している。しかし、地域生活に欠かすことのできないバス等の公共交通については、それを維持する必要がある。

平成15年からバス路線の見直しを進め、順次コミュニティバス（みなくるバス）を導入し、平成20年に市内全路線のコミュニティバス化が完了している。

ただし、山間部には、コミュニティバス等の公共交通が運行していない交通空白地区が存在するため、乗合タクシー等、地域の実情に応じた交通体系の構築を考えていく必要がある。

■対象

市民

■実施主体

市民：コミュニティバス（みなくるバス）に愛着をもち、外出時の利用を心がける。地域内の交通事情を発信する。

行政：住民ニーズの把握、交通空白地区への公共交通導入の検討、公共交通機関の連携推進に努め、市内公共交通の利便性の向上と利用促進を図る。

■事業の目標設定

バスの利用者数は毎年約3%減少しており、今後も少子高齢化が急速に進み、さらに厳しい状況が予測されるが、種々の利用促進策を講じることで減少率が増加しないように努める。平成25年度目標値については、これまでと同じ減少率にとどめたところで、113,160人と算出した。公共交通への市補助総額は、コミュニティバスの導入が進行した平成18年度以降は年間約2%増加していることから、同じ増加率により算出した。

■主な事業

- ・コミュニティバス（みなくるバス）の再編成
- ・乗合タクシーの運行
- ・地方バス路線維持対策事業



* 交通空白地域等に、主に地方自治体が路線の計画や運営の主体となり導入されるバス

②肥薩おれんじ鉄道の利便性の向上と利用促進

■目的

地域住民の通学及び通勤などの重要な交通手段となっている「肥薩おれんじ鉄道」について、利便性の向上と利用促進を図る。

指標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
市内における年間利用者数	24,881人	20,900人

■現状と課題

肥薩おれんじ鉄道は、平成16年、九州新幹線の部分開業に合わせて第3セクターとして開業したが、沿線地域の少子高齢化等により利用者が減少し、たいへん厳しい経営状況が続いている。

しかし、同鉄道は沿線住民の通学等になくてはならない重要な交通手段であるため、県及び沿線市町と連携し、利用促進を図っていく必要がある。

■対象

市民

■実施主体

市民：地域の鉄道として親しみをもち、外出時などの利用を心がける。

行政：県、沿線市町、肥薩おれんじ鉄道と連携し、利便性の向上及び利用促進に努める。

■事業の目標設定

今後さらに沿線地域の少子高齢化が進み、利用者の減少は加速すると思われるが、各方面と連携し減少率が増加しないよう努める。鉄道が開業した平成16年から平成20年までの利用者減少率が16%であることから、これと同じ減少率にとどめ、平成25年度の年間利用者数を20,900人と設定する。

■主な事業

- ・並行在来線第3セクター鉄道（肥薩おれんじ鉄道）の利用促進
- ・新駅開設の検討

③アクセス道路の整備

■目的

近年増加している通過交通量の緩和、交通安全の確保、観光及び産業面で効果が期待できる市街地へのアクセス道路を整備し、交流・対流人口の増加による地域の活性化を図る。

指標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
道路改良率	17.6%	18.4%

■現状と課題

本市における市道は、現在421路線、331kmに及び、地域住民の生活道路としてはもとより、産業道路としての役割も果たす重要なものであるが、改良率は17.6%にとどまり、幅員が狭く、カーブが多いため、交通量の増加と車両の大型化に対応できなくなっている。

■対象

市道：牧ノ内・大迫線外2路線（袋インター線、江南・月浦線）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民の役割：土地所有者・対象地区住民の理解と協力

行政の役割：土地所有者・対象地区住民への説明、用地買収及び工事の実施

■事業の目標設定

現在の市道改良率は17.6%で、県内市町村道平均の53.6%と比較すると大幅に整備が遅れている状況にあるため、牧ノ内・大迫線（1,100m）、袋インター線（500m）、江南・月浦線（1,000m）の計2,600mの改良計画を進め、平成25年度には牧ノ内・大迫線の整備を完了させることで、改良率を18.4%とする。

■主な事業

- ・牧ノ内・大迫線道路改良事業
- ・袋インター線道路新設事業
- ・江南・月浦線道路整備事業

④市道の適正な維持管理

■目的

地域の経済活動を支える基盤施設としての市道を適切に維持管理することにより、地域住民の暮らしの利便性、安全性、快適性の向上を図る。

また、道路交通の安全性を確保するうえで、従来の事後的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、長寿命化によるコスト縮減を図る。

指標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
道路（歩道）整備の満足度（市民意識調査）	60.8%	70.0%
管理瑕疵による事故	1件	0件

■現状と課題

高度成長期に整備された道路が対応年数を迎え、橋梁、舗装、側溝等の道路構造物の老朽化が目立ち、維持管理に対する市民の要望も多いが、財政的な理由で対応が遅れている。

■対象

市道全路線

■実施主体

市民：市と協力して維持管理を行っていく。

行政：市道の維持管理、その他国道・県道の維持管理を国、県へ働きかける。

■事業の目標設定

現在421路線の市道は、地域住民の生活道路として重要な役割を果たしており、市民意識調査における道路整備の重要度についても69.4%（高いと普通を合わせた数値）と高くなっているが、現状に対する満足度は60.8%とやや低い水準になっているため、今後は十分な維持管理を行い、地域住民が安心して通行できる道路整備を進め、平成25年度における道路（歩道）整備に対する満足度を70.0%に上げるとともに、管理瑕疵による事故をなくすことを目標とする。

また、橋梁の維持管理に必要な管理水準や優先順位を設け、長寿命化修繕計画の策定、定期的な維持管理に努め、個々の橋梁の健全度を把握することにより、計画的な修繕や改良による事業費の平準化を図る。

■主な事業

- ・市内一円市道道路整備事業
- ・橋梁長寿命化修繕計画の推進



施策6　自治会活動の活性化と地域活動の推進

自立した地域活動が行えるよう、自治会活動を支援し、組織整備を進める。自治会活動を通じ、地域住民によって、コミュニティの適正規模と今後の地域活動のあり方に関する議論を深めていく。

①自治会活動の推進

地区住民によって構成される自治会による自主的・自発的な地域活動を促進し、元気なみなまたづくりと住民自治の実現を図る。

指標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
自治会長会における研修等実施回数	9回	11回(1回は事例調査)
地域(自治会)活動に対する満足度(市民意識調査)	4.2%	10.0%
地域(自治会)活動等への参加度(市民意識調査)	20.0%	25.0%
コミュニティ(自治会)の適正規模の検討	旧行政区の範囲	検討

■現状と課題

本市における自治会制度は、平成18年度に、従来の行政区長制度を改める形で創設された。各自会においては、自分たちの生活課題を見つけ、その対策を議論し、解決に向け主体的に取り組むことが求められる。現時点では、当初の目的である「真の住民自治」の達成までにはいたっておらず、新たな組織としての自治会運営と地区住民の積極的参加が必要とされる。

■対象

自治会長、各自治会

■実施主体(市民と行政の役割分担)

市民：地区住民・自治会会員として地域活動に関わり、身近な地区での住民自治に参画する。

行政：自治会と対等な立場で活動を支援する(当面は、自治会長会の事務局機能を担う)。

■事業の目標設定

各地区の自治会長が集う定例自治会長会において、自らの問題意識や関心に基づきテーマを決めて行う自主的な勉強会を支援することとし、年間10回程度の実施を目標値として設定する。

また、市民の地域(自治会)活動への積極的な参加を促し、市民意識調査における満足度と参加度を高める。

さらに、地域の実情に合致した効果的自治会活動を行うために、コミュニティ(自治会)の適正規模について、住民主体で検討する。

■主な事業

- ・自治会の活動単位、活動地区の適正規模の検討
- ・住民自治活動の活性化



②地域活動の推進とネットワークの構築

■目的

地縁組織によるまちづくり、問題・関心に基づく各団体の活動の活性化を図るとともに、ネットワークの構築を目指す。

指標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
がまだす自治会支援制度による助成件数	5	8
NPO法人の数*	12	15
火の国未来づくりネットワーク登録団体数	11	13
水俣市まちづくりネットワークの設置	未設置	設置検討

■現状と課題

多くの地域、団体で、リーダーの高齢化が著しくなり、組織が硬直化しているため、新しい人材の発掘と育成を図るとともに、市民の多様なニーズに対応するため、NPO等による活動を支援し、それらの連携を深めるネットワークづくりが必要である。

■対象

市民、自治会、市内で活動するNPO団体等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：自らの地域が抱える課題解決に主体的に取り組む。市政への積極的参加、各種団体の活動に自主的に参加する。

行政：自治会、NPO、各種団体の活動を支援し、コーディネーターとして連携を推進する。各種補助制度等に関する情報提供

■事業の目標設定

地域活動の基礎単位として各自治会の果たす役割は極めて重要であるため、その自主的活動を支援する「がまだす自治会支援制度」における助成対象となる活動の増加を目指す。

市民による多様なまちづくり活動の活性化の観点から、NPO法人の数を指標とし、その増加に努める。

また、各種団体の連携を図り、市全体の活性化を推進するために、県の「火の国未来づくりネットワーク」への登録団体数を増加させ、本市においても団体のネットワーク化を進め、それらの「溜まり場」となる場の設置、種々の助成制度に関する情報提供等について検討する。

■主な事業

- ・自治会の自発的、創意工夫に基づく活動の支援
- ・NPO団体等の活動の活性化とネットワークづくり
- ・種々の助成制度、補助金に関する情報提供
- ・地域活動中の安全確保

* くまもとボランティア・NPOネット「県内NPO法人一覧」による。

政策IV

郷土の新しい公共を担う人を 育てるまち

政策IV 新しい公共を担う人を育てるまち

施策1 郷土を担う人づくり

地域住民が議論し、まちづくりに参加できる場を創出するとともに、青少年育成組織の活動を支援し、郷土を担う人づくりを目指す。これらの活動成果を活かし、活力ある地域を築いていく。

①まちづくり団体等と人材育成の推進

■目的

まちづくり団体及び社会教育団体を育成・支援することで、地域活動や社会教育活動を活発にし、豊かな地域社会を築くとともに、地域の活性化に主体的に取り組む人材育成を推進する。

指標	平成20年度（現状値）	平成25年度（目標値）
地区寄ろ会活動助成件数	5件	9件
水俣市PTA研究大会参加者数	137人	185人

■現状と課題

各種団体の自主的、主体的活動が社会教育の推進に果たす役割は大きいことから、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意思に基づいて実施される事業に対し、これまで積極的に支援を行ってきた。

今後さらに、社会教育施設や地域の資源・特性を活かしながら、市民が生涯を通じて行う学習活動を促進し、生活拠点としての地域社会に対する自覚と責任、住民自治の精神をかん養していく必要がある。一方で、各種団体の、会員の高齢化・減少に伴う組織の硬直化への対応が課題となっている。

■対象

市内のまちづくり団体（寄ろ会みなまた等）、社会教育団体（ボーイスカウト、PTA連絡協議会、地域婦人会連絡協議会等）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：自ら問題意識をもち、その解決に向け、主体的に学び、実践する。学習の成果を社会に還元する。

行政：まちづくり団体、社会教育団体等の活動の支援、社会教育等によって育成した人材の活用システムの整備

■事業の目標設定

本市の社会教育団体等は活発に活動しているものの、その中には各種研修への参加などが含まれているため、ここでは、自ら企画し、実施している事業という視点で、各地区単位で行うまちづくり活動への助成件数と水俣市PTA研究大会の参加者数を指標に用いた。

これまでの実績を踏まえ、地区単位のまちづくり活動件数は4件の増加、PTA研究大会の参加者数は50人程度の増加を目指す。なお、地区単位の活動は同じく地縁による自治会活動との関係を重視していく。

■主な事業

- ・寄ろ会みなまた運営費等助成事業
- ・社会教育団体等の活動支援



②青少年の健全育成

■目的

家庭・学校・地域、それぞれの教育機能の充実と連携を促進し、市全体で次代を担う青少年の健全な育成を図る。

指標	平成20年度（現状値）	平成25年度（目標値）
校区育成会活動実施箇所数・回数	7箇所・15回	4箇所・10回
学校いつでも参観実施校数・回数	17校・118回	12校・90回
地域安全マップ作成研修延べ実施回数	1回	6回

■現状と課題

本市では、中学校区ごとに「青少年育成会」、その集合体として「水俣市青少年育成市民会議」を設置し、この組織を中心に、朝のあいさつ運動、学校いつでも参観の提唱、子ども110番の家の設置など、青少年の育成に関わる各種事業を実施している。

今後は、地域住民による安全パトロール、定期的な親子集団登校、通学路の安全点検とマップづくり等を推進し、青少年の安全・安心を確保することとする。

■対象

青少年を主とした市民

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：青少年育成活動への参加、地域での青少年の見守り

行政：水俣市青少年育成市民会議の支援、地域・学校・関係機関との連携、コーディネート

■事業の目標設定

本市における青少年育成の基礎単位となる校区育成会による活動実施個所数と回数、水俣市青少年育成市民会議が提唱し、各校が実施する「学校いつでも参観」の実施校数と回数を指標とするが、学校再編により実施個所（校）数が減少するため、現状値より少ない数値による目標設定となる。また、子どもの安全確保を図るため、子どもも参加して行う地域安全マップづくりを推進する。

■主な事業

- ・水俣市青少年育成市民会議、校区青少年育成会の活動支援

